

令和3年度三重県産青ねぎに関するマーケティング調査業務委託仕様書

1 業務の目的

青ねぎは県内で通年栽培されており、主に袋入りねぎとして、県産農産物の中では、県内だけでなく大阪府等県外でのシェアが比較的大きな農産物です。しかし、近年、気候変動や輸入ねぎの台頭、カットねぎ消費量の増加などにより、生産者の間で需要減少の不安感が広がった結果、生産者が減少する傾向にあります。

一方で、県産青ねぎのこれまでの販売地域では消費量が横ばい状態となっていますが、食習慣の変化によって、これまで青ねぎの消費が少なかった地域でも需要の伸びが見られており、産地の維持拡大を図るため、今後、消費の拡大が見込まれる地域等への販路拡大が必要です。

そこで、青ねぎの流通や消費に関する動向を調査し、その結果を活かして競争力の高い生産体制の構築につなげ、県産青ねぎの販路拡大を図ることをめざすものです。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和3年度三重県産青ねぎに関するマーケティング調査業務委託

(2) 委託期間

契約日から令和4年3月25日(金)

(3) 委託内容

県産青ねぎと、対照として他産地産青ねぎの流通・販売を対象に、以下の留意事項を踏まえ、次のアからウの項目について調査を行ったうえで、県産青ねぎの今後の販路や販売方法について提案してください。

(留意事項)

- ・調査対象は、大阪本場、北勢市場と、人口の多い名古屋市中心に東海エリア及び北陸エリアとする。
- ・現在、県産青ねぎは主に大阪本場と北勢市場に卸しており、その流通経路における卸売業者及び仲卸業者、価格動向、出荷量、県産青ねぎの生産量については、JA全農みえが把握しているデータを使用する。
- ・名古屋市中心とした東海エリア及び北陸エリアについては流通経路やデータを把握していないため、どの市場を調査対象とするかも含めて受託者が検討すること。
- ・現在、県産青ねぎは、根つきの状態でFG袋に入れて量販店で販売されているものが主流である。今回調査対象とする青ねぎは、量販店で販売されているすべてのものを対象とし、そこにはカットねぎも含む。

調査結果はデータとして取りまとめたいうえで、県産青ねぎの新たな販路や需要、用途に関する提案をしてください。

ア 県産青ねぎの流通の現状に関する調査

県産青ねぎの現在の流通状況に関して調査してください。

- ・生産量、出荷量、価格動向。
※JA全農みえが把握しているデータを提供します。
- ・卸売業者、仲卸業者からの流通ルートの把握。

※調査対象とする卸売業者及び仲卸業者については、傾向が的確に把握できるよう、複数選定してください。

イ 国産青ねぎの一般的な流通動向に関する調査

- ・調査対象とした市場における県産以外の国産青ねぎの流通ルートと、時季による差があるかを知るため、産地別及び月別の流通量と小売価格の把握。
- ・調査対象とした市場におけるカットねぎの主な流通ルート(産地、市場、出荷先)。

ウ 国産青ねぎの消費動向に関する調査

- (ア)・一般的な青ねぎに対する消費者ニーズの把握(長さ、太さ、価格、1袋あたりのグラム数等)。
- ・現状で販売されている県産青ねぎの規格等に対するニーズの把握(長さ、太さ、価格、1袋あたりのグラム数等)。
- (イ)・地域認証制度(みえの安心食材)や国際認証制度(GAP等)を取得している商品に対する消費者、小売等の評価。
- ・青ねぎの需要にかかる地域差及び近年の変化の把握と、成長の可能性のある市場や販路の提案。
- (ウ)・現在のカットねぎの規格(切り方、量目、保管温度帯、価格等)及び消費者、実需者のニーズ把握。
- ・その他、県産青ねぎの販路拡大に向けて、提案者が必要と考えるデータの収集、調査。

エ 調査結果に基づく分析

流通及び消費動向の調査結果をもとに、以下について提案してください。

- ・今後 PR すべき、県産青ねぎの他産地青ねぎと比較した優位性。
- ・今後の販路、販売方法にかかる提案。

なお、調査の実施にあたっては、以下を要件とします。

- ・調査対象については、受託者の提案をもとに県と協議のうえ決定する。
- ・調査対象との日程調整は受託先が行い、日程については県に共有すること。
- ・協力いただく調査対象には調査内容を丁寧に説明し、産地にとって有意な調査となるよう構成すること。

(4) 委託業務に関する成果品の提出

業務実施報告書及びその内容を記録した電子記録媒体(CD-R または DVD-R) (1部)

(5) 納入場所

三重県農林水産部フードイノベーション課

(6) 納入期限

令和4年3月25日(金)

3 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員(後方支援者も含む)について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図(後方支援体制を含む)を提出すること。連絡体制に変更、追加が発生した場合も同様とする。

(3)その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託者であることが証明できるものを携帯すること。

4 機密保持

業務遂行上知り得た個人情報および機密事項については、本業務のみに利用するものとし、契約期間中または契約終了後を問わず、第三者に漏洩しないこと。

5 再委託の禁止

原則として再委託は禁止する。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

6 契約代金の支払方法、支払場所及び支払期限

委託料は、委託業務が完了し、履行確認を行った後に支払うものとする。

なお、本業務を実施するにあたり、必要があると認められる場合は、前金払いをすることができるものとする。

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1)受託者が契約の履行にあたって、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

①断固として不当介入を拒否すること。

②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

③県に報告すること。

④契約の履行において、暴力団、暴力団会計者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、県と協議を行うこと。

(2)契約締結権者は、受注者が①(イ)または(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

9 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に順次、適切に対応するものとする。

10 その他、受託上の注意

(1)事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。

(2)その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

- (3) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。
- (4) 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 契約締結権者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (6) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (7) 本委託業務で取得した個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守することとする。また、「三重県個人情報保護条例」第53条、第54条及び第56条により、委託を受けた事務に従事している者もしくは、従事していた者に対する罰則がある。なお、個人番号を含む個人情報の取り扱いについては、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第50条、第51条、第55条、第56条及び第57条の罰則規定も適用される。
- (8) 本仕様書に記載されている全ての業務に対し、いかなるケースにおいても、別途費用を請求することはできない。ただし、仕様変更による追加費用については別途協議を行うこととする。
- (9) 本仕様書および契約書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、県と協議のうえ、定めるものとする。
- (10) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（「著作権法」第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって、県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

11 連絡先(担当部局)

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県農林水産部フードイノベーション課
担当 橋本、行元
Tel 059-224-2391 Fax059-224-2521
E-mail f-innov@pref.mie.lg.jp

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第13条、条例及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、

教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さ

ないこと。

- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると思われる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故

に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。